

藤沢記者クラブ各位

行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定に係る審査請求事案(諮問第93号)について、藤沢市情報公開審査会が実施機関に対し答申したので、お知らせいたします。

1 経過

年月日	処理内容等
2019年(令和元年) 8月 9日	行政文書公開請求受付
10月 4日	行政文書公開一部承諾決定処分
11月12日	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11月26日	実施機関から審査会へ諮問書の提出(諮問第93号)
2020年(令和2年) 10月 1日	答申(答申第93号)

2 請求の内容(決定・答申内容)

公開請求の内容	「1. 登記時の全地権者承諾書面 2. 行政業務執行に伴う全書面 3. 昭和59年当該善行地区道路管理簿の写し請求」
公開請求に対する実施機関の決定内容	公開一部承諾決定
審査請求に関する答申内容	<p>【結論】 藤沢市長(以下「実施機関」という。)が2019年(令和元年)10月4日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。</p> <p>【内容】 本件請求に係る行政文書に、個人の住所、氏名及び印影が含まれていることに照らせば、特定の個人が識別できることを理由に一部非公開とした実施機関による本件処分には、不合理な点は認められず、審査請求人の主張する「無為な墨消し」には当たらない。</p>

*この資料に関する問い合わせ先

審査請求に係る処分に関すること(実施機関)
藤沢市 道路河川部 道路管理課
担当: 西山, 中川
内線: 4423
直通: 0466(50)3546

情報公開審査会に関すること
藤沢市 市民自治部 市民相談情報課
担当: 平井, 高橋, 岡本
内線: 2662
直通: 0466(50)3567